

遺贈（遺言による寄付）のながれ

遺言を考える

家族への相続や寄付など、自分の希望を考えます。

専門家へ相談する
遺言執行者を決める

弁護士・司法書士・信託銀行など専門家への相談をお勧めします。

遺贈先へ連絡する

遺贈する意思があることを寄付先へ連絡しましょう。

遺言書を作成し、
保管する

公証役場で保管される公正証書遺言の作成をお勧めします。
2020年7月10日以降は自筆証書遺言も法務局で保管が可能になります。

ご逝去

信頼できる人に遺言執行者への連絡を依頼しておきましょう。

遺言書の開示と執行

遺言執行者が手続きを行い、ご寄付がされます。

ご意向に沿った寄付先探しからご相談ください。
社会福祉協議会への寄付でなくても構いません。（無料です）

電話：045-201-8620

メール：yvc@yokohamashakyo.jp

横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター内
寄付と遺贈の相談窓口